

19 宇市人第 661 号
平成 19 年 11 月 13 日

宇治市職員労働組合
執行委員長 小野 敦 様

宇治市長 久保田 勇

回 答 書

平成 19 年度以降の宇治市職員の給与について、下記のとおり回答する。

1 給与改定

(1) 給料

給料表の給料月額を別紙のとおりとする。

(2) 諸手当

ア 地域手当について

地域手当の支給割合を 100 分の 6 とする。

イ 扶養手当について

配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給月額を各 1 人につき 6,500 円とする。(ただし、職員に配偶者がいない場合の 1 人に係る扶養手当の支給月額 11,000 円については変更なし)

ウ 勤勉手当について

(ア) 平成 19 年度の勤勉手当の支給割合について

平成 19 年 12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 100 分の 77.5 とする。

(イ) 平成 20 年度以降の勤勉手当の支給割合について

平成 20 年度以降、6 月期及び 12 月期に支給する勤勉手当の支給割合をそれぞれ 100 分の 75 とする。

2 改定の実施時期等

平成 19 年 4 月 1 日から実施する。ただし、1 の(2)のアの改定については、平成 20 年 4 月 1 日から実施するものとし、経過措置として、支給割合を平成 20 年度は 100 分の 8、平成 21 年度は 100 分の 7、平成 22 年度以降を 100 分の 6 とする。